

弟子屈町子育て応援がんばろう支援金

弟子屈町では新型コロナウイルス感染症の経済対策として、子育て世帯の生活を応援するため、児童手当の対象児童と学生のお子さんを扶養している世帯主に対し、支援金を支給します！

対象は令和2年6月30日現在弟子屈町の住民基本台帳に登録されている方（※令和3年3月31日までに出生された町民も対象となります）

※学生の方の給付条件

★学生（高校、専門学校、大学、短期大学などの在籍者）

★保護者の扶養に入っている学生

1. 給付額対象児童1人につき

中学生まで 2万円、左記以外の学生 3万円

2. 支給はいつ？

- ・児童手当受給者、公務員で国の「子育て世帯への臨時特別給付金」を町に申請済みの方は8月中旬以降順次指定口座へ振り込みます。
- ・申請書提出者は、提出後2週間以内に振り込みます。

3. 申請は？

■申請が不要の方

- ア 当町から児童手当を受給されている方
- イ 公務員で国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の申請書を町へ提出済みの方

■申請が必要な方

- ア 上記アの方で、支援金の給付を辞退する方は、8月11日（火）までに申請書を提出してください。
- イ 上記イの申請が済んでいない方、または非該当だった方
- ウ 児童手当受給者が単身赴任等で町外に在住されている方
- エ 令和3年3月31日までに出生された方（出生手続等に併せ手続き）
- オ 学生は申請書に必要事項記入のうえ、在学中である証明書（学生証等の写し）、健康保険証の写し、世帯主の振込口座の写しを添付し役場健康こども課または川湯支所へ**11月6日（金）**までに提出してください。※申請書は、町公式WEBサイト（PDF）、各学校等からの配布、健康こども課と川湯支所の窓口で配布します。

お問い合わせ先

弟子屈町役場 健康こども課こども支援係
☎015(482)2935

裏面に続きます。必ずご確認ください！